

## 議案第 26 号

### 北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

北広島市職員の給与に関する条例（昭和 26 年広島村条例第 7 号）、北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成 25 年北広島市条例第 43 号）、北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 45 年広島町条例第 15 号）、北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和 4 年北広島市条例第 19 号）及び北広島市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年広島町条例第 2 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 28 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

令和 6 年人事院勧告及び諸情勢を踏まえ職員の給与等を改定するため、所要の改正を行うものです。

## 北広島市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(北広島市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 北広島市職員の給与に関する条例(昭和26年広島村条例第7号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(初任給及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸」とあるのは、「2号俸」とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 略</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>5 <u>前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>(初任給及び昇格、昇給の基準)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号俸数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号俸数を4号俸(職務の級が7級である職員にあっては、3号俸)とすることを標準として規則で定める基準に従い決定するものとする。</p> <p>6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号俸(職務の級が7級である職員にあっては、3号俸)」とあるのは、「2号俸」とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p><u>(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 略</u></p> <p><u>(3) 略</u></p> <p><u>(4) 略</u></p> <p><u>(5) 略</u></p> <p><u>(6) 略</u></p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円とする。</u></p> <p>4 略</p> <p>第7条の2 <u>新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各号の</u></p>

改正後	改正前
<p>(地域手当) 第7条の2 略</p> <p>(単身赴任手当)</p>	<p>いずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</p> <p>(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。)</p> <p>2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においては、その者が職員となった日、職員に扶養親族で前項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</p> <p>(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合</p> <p>(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</p> <p>(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</p> <p>(地域手当) 第7条の3 略</p> <p>(単身赴任手当)</p>

改正後	改正前
<p>第8条の3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと又は勤務場所を異にする異動若しくは在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>2～4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>	<p>第8条の3 <u>勤務場所を異にする異動又は在勤する勤務場所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務場所の移転の直前の住居から当該異動又は勤務場所の移転の直後に在勤する勤務場所に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務場所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。</u></p> <p>2～4 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第13条の3 管理職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外)</p>

改正後	改正前
<p>第15条の3 略</p> <p>2 第4条第2項から第9項まで及び第7条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p>第15条の3 略</p> <p>2 第4条第2項から第9項まで、<u>第7条、第7条の2、第8条及び第9条の2</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

改正後								
別表第1(第3条、第4条関係)								
給料表								
職員 の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100

改正前								
別表第1(第3条、第4条関係)								
給料表								
職員 の 区分	職務 の級 号俸	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500

改正後								改正前							
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600	41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000	42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300	43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600	44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900	45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700		46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000		47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300		48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500		49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800		50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100		51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400		52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600		53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900		54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200		55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500		56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700		57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000		58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300		59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500		60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700		61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000		62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300		63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500		64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700		65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000		66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300		67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500		68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	

改正後							改正前						
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	346,000				86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	346,400				87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	346,800				88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	
89	256,900	298,000	347,000				89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200	
90	257,200	298,300	347,400				90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500	
91	257,500	298,600	347,800				91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800	
92	257,800	299,000	348,200				92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000	
93	258,100	299,200	348,400				93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200	
94		299,400	348,800				94		299,400	347,400			
95		299,700	349,200				95		299,700	347,800			
96		300,100	349,500				96		300,100	348,200			
97		300,300	349,800				97		300,300	348,400			
98		300,600	350,200				98		300,600	348,800			
99		301,000	350,600				99		301,000	349,200			
100		301,400	351,000				100		301,400	349,500			
101		301,600	351,500				101		301,600	349,800			
102		301,900	351,900				102		301,900	350,200			
103		302,200	352,300				103		302,200	350,600			
104		302,500	352,700				104		302,500	351,000			

改正後								改正前							
105		302,700	353,200					105		302,700	351,500				
106		303,000	353,600					106		303,000	351,900				
107		303,300	353,900					107		303,300	352,300				
108		303,600	354,200					108		303,600	352,700				
109		303,800	354,700					109		303,800	353,200				
110		304,200						110		304,200	353,600				
111		304,600						111		304,600	353,900				
112		304,900						112		304,900	354,200				
113		305,100						113		305,100	354,700				
114		305,300						114		305,300					
115		305,600						115		305,600					
116		306,000						116		306,000					
117		306,200						117		306,200					
118		306,400						118		306,400					
119		306,700						119		306,700					
120		307,000						120		307,000					
121		307,400						121		307,400					
122		307,600						122		307,600					
123		307,900						123		307,900					
124		308,200						124		308,200					
125		308,500						125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	定年前再任用短時間勤務職員	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

(北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第2条 北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号)の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 第2項の規定による号俸の決定及び前項の規定による給料月額決定は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第4条、第7条、8条及び第13条の2の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2及び3 略</p> <p>4 任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</p> <p>5 第2項の規定による号俸の決定、第3項の規定による給料月額決定及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第3条、第4条、第7条、第7条の2、第8条、第13条の2及び第14条の5の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>	
第1条の2第1項	この条例	この条例及び北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号。以下「任期付職員条例」という。)	この条例及び北広島市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成25年北広島市条例第43号。以下「任期付職員条例」という。)
		第7条の規定	第7条の規定
			災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び特定新型インフルエンザ等対策派遣手当を含む。以下同じ。)並びに特定任期付職員業績手当

改正後			改正前		
				遣手当を含む。以下同じ。)	
略			略		
第14条の2第2項	100分の125	100分の95	第14条の2第2項	100分の125	172.5
第14条の2第5項	次の表に定める割合	同表の5号俸以上の号俸及び同条第3項(北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)第16条の2(同条例第17条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により決定された給料月額を受ける職員にあっては100分の20、同表の4号俸及び3号俸を受ける職員にあっては100分の15、同表の2号俸及び1号俸を受ける職員にあっては100分の10	第14条の2第5項	次の表に定める割合	同表の5号俸以上の号俸及び同条第3項(北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)第16条の2(同条例第17条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定により決定された給料月額を受ける職員にあっては100分の20、同表の4号俸及び3号俸を受ける職員にあっては100分の15、同表の2号俸及び1号俸を受ける職員にあっては100分の10
第14条の5第2項	100分の105	100分の87.5			
略			略		
第10条 略 2 給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条、第8条、第8条の3及び第9条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 3 略			第10条 略 2 給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条、 <u>第7条の2</u> 、第8条、第8条の3及び第9条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 3 略		

(北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和45年広島町条例第15号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>であって正規の勤務時間以外の時間において勤務する場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(給与の減額)</p> <p>第15条 略</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当<u>並びに特定任期付職員業績手当</u>とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第12条の2 略</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項に規定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間</u>であって正規の勤務時間以外の時間において勤務する場合には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(特定任期付職員業績手当)</p> <p>第15条 <u>特定任期付職員業績手当は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。</u></p> <p>(給与の減額)</p> <p>第16条 略</p>

改正後	改正前
<p>(退職者の給与) 第16条 略</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第16条の2 略</p> <p>(非常勤の職員の給与) 第17条 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第18条 略</p> <p>2 第5条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>3 第5条、第5条の3及び第8条の規定は、任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>4 第4条、第5条、第5条の3及び第9条から第11条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(委任) 第19条 略</p>	<p>(退職者の給与) 第17条 略</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与) 第17条の2 略</p> <p>(非常勤の職員の給与) 第18条 略</p> <p>(特定の職員についての適用除外) 第19条 略</p> <p>2 第5条、第5条の3及び第8条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項の規定により採用された職員及び任期付職員条例第4条の規定により採用された職員には適用しない。</p> <p>3 第4条、第5条、第5条の3、第9条から第11条まで及び第14条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(委任) 第20条 略</p>

(北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 北広島市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例(令和4年北広島市条例第19号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則 (北広島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第16条 略 2～5 略 6 新給与条例第4条第2項から第9項まで及び第7条の規定は、暫定再任用職員</p>	<p>附 則 (北広島市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置) 第16条 略 2～5 略 6 新給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条、第7条の2、第8条及び第9条の</p>

改正後	改正前
<p>には適用しない。</p> <p>(北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>2の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p> <p>(北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条及び第5条の3の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。  
(号俸の切替え)
- 2 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において北広島市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号俸(以下「新号俸」という。)は、切替日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に応じて同表に定める号俸とする。  
(扶養手当に関する経過措置)
- 3 令和7年4月1日から令和11年3月31日までの間における扶養手当に係る第1条の規定による改正後の給与条例第7条第2項及び第3条の規定による改正後の北広島市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項の適用については、これらの規定中「次に掲げる者で」とあるのは、「配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)又は次に掲げる者で、」とする。
- 4 次の表の左欄に掲げる扶養手当を支給する場合における第1条の規定による改正後の給与条例第7条第3項の規定の適用については、同欄に掲げる扶養手当の区分に応じ、同項中「前項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円」とあるのは、それぞれ右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における扶養手当	前項に規定する配偶者については5,000円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万1,500円
令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間における扶養手当	前項に規定する配偶者については3,500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円

令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間における扶養手当	前項に規定する配偶者については2,000円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円
令和10年4月1日から令和11年3月31日までの間における扶養手当	前項に規定する配偶者については500円、同項第1号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円

(北広島市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

5 北広島市職員の育児休業等に関する条例(平成4年広島町条例第2号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第17条の3 略 2 給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条、第8条、第8条の3及び第9条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 3 略	(任期付短時間勤務職員についての給与条例の特例) 第17条の3 略 2 給与条例第4条第2項から第9項まで、第7条、 <u>第7条の2</u> 、第8条、第8条の3及び第9条の2の規定は、任期付短時間勤務職員には、適用しない。 3 略

附則別表(附則第2項関係)

号俸の切替表

旧号俸	新 号 俸				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14
31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19

36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	
66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	

74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90				
95	91				
96	92				
97	93				
98	94				
99	95				
100	96				
101	97				
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

## 議案第 27 号

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 34 号）及び北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 26 年北広島市条例第 33 号）の一部を別紙のとおり改正いたしたい。

令和 7 年 2 月 28 日提出

北広島市長 上 野 正 三

### 提案理由

子ども・子育て支援法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 7 号）の施行に伴い、所要の改正を行うものです。

北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び  
北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準  
を定める条例の一部を改正する条例

(北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)  
第1条 北広島市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26  
年北広島市条例第34号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p>	<p>(保育所等との連携)</p> <p>第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条第1項から第3項まで並びに附則第4項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。以下この条において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。</p> <p>(1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。</p>

改正後	改正前
<p>(1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u></p> <p>(2) <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(3) <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項各号の保育内容支援協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</u></p> <p>4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の<u>いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</u></p> <p>ア <u>家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>イ <u>代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p>5 <u>前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>小規模保育事業A型事業者等</u></u></p> <p>(2) 略</p> <p>6 略</p> <p>7 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p>	<p>(1) <u>家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p>(2) <u>次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>3 <u>前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 <u>第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></u></p> <p>(2) 略</p> <p>4 略</p> <p>5 略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>

改正後	改正前
<p>(食事の提供に関する経過措置)</p> <p>2及び3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 略</p>	<p>(食事の提供に関する経過措置)</p> <p>2及び3 略</p> <p>(連携施設に関する経過措置)</p> <p>4 家庭的保育事業者等(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。</p> <p>(小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の職員に関する経過措置)</p> <p>5 略</p> <p>(小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>6 略</p> <p>(小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例)</p> <p>7～10 略</p>

(北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 北広島市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年北広島市条例第33号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業者を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業(事業所内保育事業者を除く。)の利用定員(法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。)の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第61号)第27条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項第1号において同じ。)及び小規模保育事業B型(同令第27条に規定する小規模保育事業B型をいう。同号において同じ。)にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型(同条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。)にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業(児童福祉法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業をいう。以下同じ。)にあつては1人とする。</p> <p>2 略</p> <p>(特定教育・保育施設等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連</p>

改正後	改正前
<p>携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援(次項において「保育内容支援」という。)を実施すること。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>(3) 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協</p>	<p>携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市が認める地域において特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。</p> <p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第4項第1号において同じ。)を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者と次項に規定する連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p>

改正後	改正前
<p><u>力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u></p> <p><u>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p>(2) <u>市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</u></p> <p><u>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であつて、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</u></p> <p>(1) <u>特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p><u>10 略</u></p> <p><u>11 略</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (特定保育所に関する特例)</p> <p>2及び3 略 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>4 略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>15年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>	<p>(2) <u>次項に規定する連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u></p> <p><u>3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所(次号において「事業実施場所」という。)以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。)</u></p> <p>(2) 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p><u>6 略</u></p> <p><u>7 略</u></p> <p><u>8 略</u></p> <p><u>9 略</u></p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (特定保育所に関する特例)</p> <p>2及び3 略 (小規模保育事業C型の利用定員に関する経過措置)</p> <p>4 略 (連携施設に関する経過措置)</p> <p>5 特定地域型保育事業者(特例保育所型事業所内保育事業者を除く。)は、連携施設の確保が著しく困難であつて、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる市が認める場合は、第42条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して<u>10年</u>を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。</p>

附 則  
この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第 28 号

### 自由通路建設工事（上部製作工）の請負契約について

条件付一般競争入札に付した自由通路建設工事（上部製作工）の請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和40年広島村条例第4号）第2条の規定により議会の議決を求める。

#### 記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 契約の目的  | 自由通路建設工事（上部製作工）   |
| 2 契約の金額  | 180,183,300円（うち消費税及び地方消費税16,380,300円）                   |
| 3 契約の相手方 | 北海道札幌市中央区大通西14丁目3番地23<br>株式会社巴コーポレーション札幌支店<br>支店長 福谷 光将 |

令和7年2月28日提出

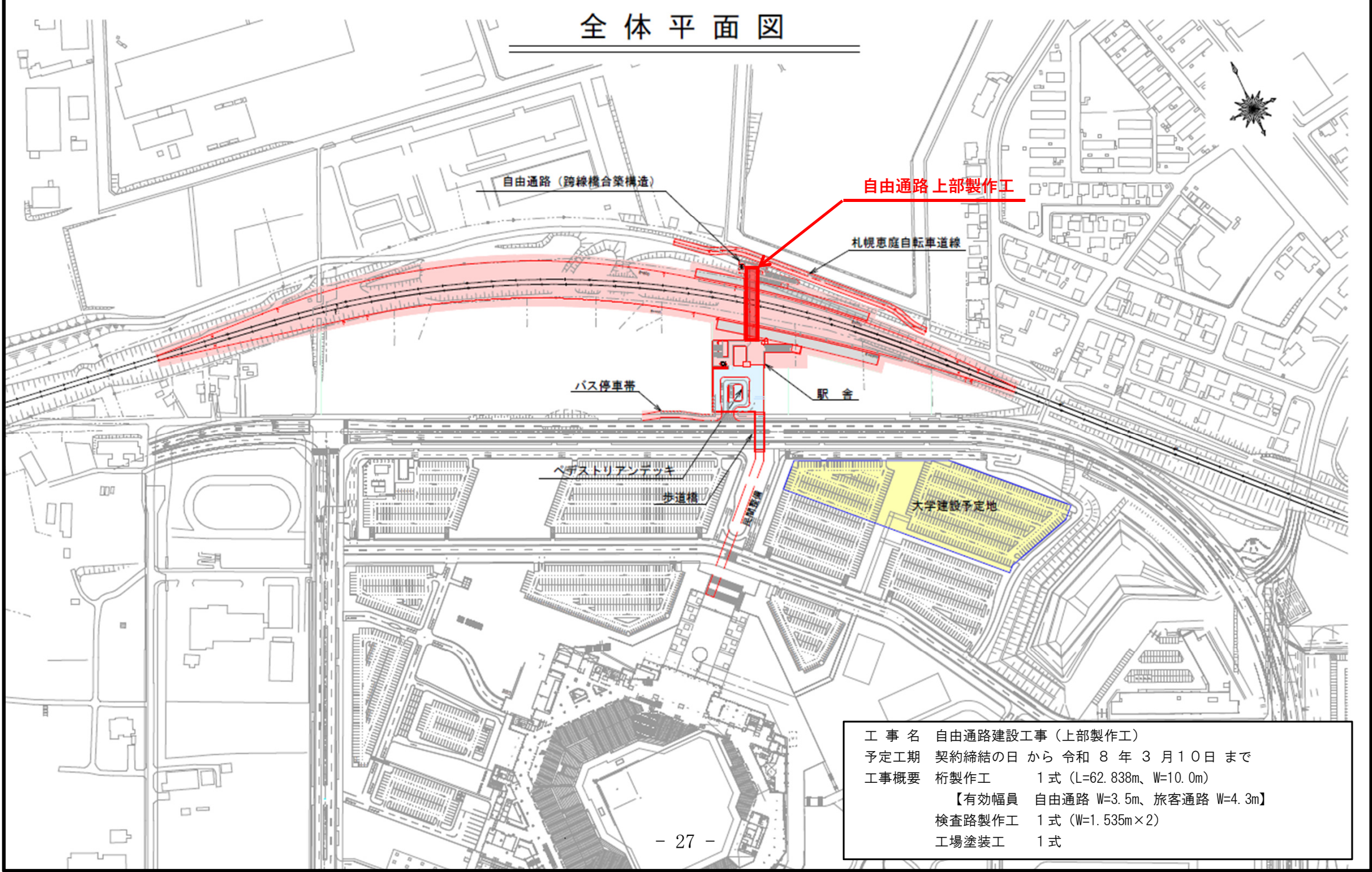
北広島市長 上野 正三

#### 提案理由

JR千歳線を横断する自由通路等の橋桁を製作するものです。



# 全体平面図



工事名	自由通路建設工事 (上部製作工)		
予定工期	契約締結の日 から 令和 8 年 3 月 10 日 まで		
工事概要	桁製作工	1 式 (L=62.838m、W=10.0m)	
		【有効幅員 自由通路 W=3.5m、旅客通路 W=4.3m】	
	検査路製作工	1 式 (W=1.535m×2)	
	工場塗装工	1 式	



議案第29号

令和6年度北広島市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和6年度北広島市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6,903千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,201,552千円とする。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和7年2月28日提出

北広島市長 上野正三

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		920,027	6,903	926,930
	1 後期高齢者医療保険料	920,027	6,903	926,930
歳入合計		1,194,649	6,903	1,201,552

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		1,178,230	6,903	1,185,133
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	1,178,230	6,903	1,185,133
歳 出	合 計	1,194,649	6,903	1,201,552

令和 6 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

(後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号)

総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	920,027	6,903	926,930
歳入合計	1,194,649	6,903	1,201,552

歳入

1款 後期高齢者医療保険料

1項 後期高齢者医療保険料

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 普通徴収保険料	498,537	6,903	505,440	1 現年度分普通徴収保険料	6,903	現年度分普通徴収保険料 6,903
計	920,027	6,903	926,930			

1 後期高齢者医療保険料

総括

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,178,230	6,903	1,185,133	0	0	6,903	0
歳出合計	1,194,649	6,903	1,201,552	0	0	6,903	0

歳出

2款 後期高齢者医療広域連合納付金

1項 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国道支出金	地方債	その他					
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,178,230	6,903	1,185,133		0	その他 6,903		18 負担金補助 及び交付金	6,903	後期高齢者医療広域連合納付金 負担金補助及び交付金 分担金・負担金	6,903 6,903
計	1,178,230	6,903	1,185,133		0	その他 6,903					